

## 区分支給限度額一定割合超に係る居宅サービス計画の届け出について

令和7年2月  
大和高田市保健部介護保険課

令和2年9月22日付け厚生労働省通知「居宅介護支援事業所単位で抽出するケアプランについて(周知)」において、より利用者の意向や状態像に合った訪問介護の提供につなげることのできるケアプランの作成に資することを目的に、区分支給限度額の利用割合が高く、かつ、訪問介護が利用サービスの大部分を占めるケアプランを検証することとなりました。

つきましては、該当するケアプランについて、市から届け出依頼があった場合は必要書類を提出してください。

### ●届け出対象となる居宅介護支援事業所及びケアプランについて 事業所ごとに見て

- (1)区分支給限度基準額の利用割合が7割以上 かつ
  - (2)その利用サービスの6割以上が「訪問介護サービス」
- (1)(2)に該当するものから当市が指定したケアプラン等

### ●提出書類

- ・支給限度額一定割合超に係る居宅サービス計画届出書
- ・利用者基本情報(フェイスシート)写し
- ・課題分析票(アセスメントシート)または課題整理総括表写し
- ・居宅サービス計画第1表～3表写し(第1表については交付し署名のあるもの)
- ・サービス担当者会議の要点(第4表)写し
- ・サービス利用票(第6表)と別表(第7表)の写し
- ・各サービス計画書(訪問介護計画書等)写し

### ●提出先

大和高田市介護保険課

### ●検証のながれ

届け出対象のケアプランについては、地域ケア会議等で検証します。地域ケア会議には、担当介護支援専門員、居宅介護支援事業所管理者及びサービス担当責任者に御参加いただきます。

### ●留意事項

この検証の仕組みは、サービスの利用制限を目的とするものではなく、より利用者の意向や状態像に合った訪問介護の提供につなげることのできるケアプランの作成に資することを目的としています。

<問い合わせ先>

大和高田市保健部介護保険課

TEL 0745-22-1101